

第1回浜松市立北部中学校運営協議会

令和5年5月11日(木)

14:00～ 会議室

校訓	「切磋琢磨 文武両道」
学校教育目標	「自分自身を『かけがえのない存在』であると思える生徒の育成」
目指す学校像	「あいさつができ、元気にあふれ、規律のある学校」

開会 開催要件（委員の過半数の出席）確認 <司会： 、記録： >

- 1 校長挨拶
- 2 新規委員任命書・学校支援コーディネーター委嘱書の交付（机上传達）
- 3 浜松市教育委員会から
- 4 自己紹介
- 5 会長の選出（委員の中から互選）・副会長の指名（会長が指名）⇒会長挨拶
- 6 議長の選出（出席した委員の中から互選）
- 7 熟議 <議長： >
 - （1）学校運営の基本方針について（校長説明→質疑・応答→熟議→承認）
 - （2）いじめ防止等のための基本的な方針について
 - （3）夢育やらまいか事業CS加算分に対する意見書について（教頭）

8 今後の予定と連絡

6 / 7 (水)	未来授業 13:20～ (予定)
10 / 4 (水)	合唱練習見学 ～6日(金)
10 / 12 (木)	緑翔祭(サーラ音楽ホール)
11 / 1 (水)	体育大会練習見学 ～6日(月)
11 / 7 (火)	校内体育大会
11 / 20 (月)	第2回運営推進協議会 14:00～ (予定)
11 / 27 (月)	夢講演会 13:20～ (予定)
2 / 7 (水)	第3回運営推進協議会 14:00～ (予定)
3 / 18 (火)	卒業式



令和5年度 学校経営構想

1 学校経営の基本的な考え

本校の長い歴史を振り返ると、問題行動が多発し生徒指導が困難であった時代もあったと聞く。しかしながら、諸先輩方の努力によって学校は落ち着きを取り戻し、現在はとても落ち着いた雰囲気の中、教育活動が行われている。では、どのようにして学校を立て直してきたのか。その答えは、総合的な学習を学びの軸とし、行事を工夫し、さらに部活動に力を入れることであった。忘れてはいけないのは、力でおさえ込もうとしたわけではなく、生徒に達成感をもたせるためにはどうしたらいいのか、生徒が自信をもてるようにするためにはどうしたらいいのかと考えたことである。アプローチの方法は時代と共に変化していくが、生徒が達成感を感じることに、そして、自信をもてるようになること、これは学校が考えなくてはならない最も大切なことであると言える。

最近の傾向として言える子供たちの特徴として、レジリエンスの問題がある。(本校においても大きな課題である)レジリエンスとは、困難や脅威に直面している状況に対して、「うまく適応できる能力」「うまく適応していく過程」「適応した結果」を意味する言葉である。(この場合は心理学的な意味をあらわす) 学習の遅れや人間関係のトラブルに直面すると、自分の力で状況を打開できず、不登校に陥るケースも少なくない。このような子供の実態を考え、どうしたら意欲的に物事に取り組み、達成感を味わい、自信をもたせることができるだろうか。

昔のように叱咤激励するだけでは子供の心は動かないことが多い。大切なことは、我々教職員がまず子供の心(本音)をしっかりつかむことだと思う。視線を下げ、子供の心にとことん寄り添うこと。どんなことに不安を感じ、何につまずいているのかを理解していなければ、その子に合った支援をすることはできないと思う。

さらに子供の実態と同様なことが、保護者にも当てはまる。学校への過度な要求は、「救ってほしい」「助けてほしい」のサインとも受け取れる。

子供への関りと同様に、保護者の心にも寄り添う教職員でありたいと思う。

全ての教育活動において全ての教職員が、この姿勢で子供や保護者、地域の方に関わることが大切である。これからも「生徒・保護者の心に寄り添う」北部中であり続けたいと思う。

2 校訓・学校教育目標・目指す学校像

校 訓	「 切磋琢磨 文武両道 」
学校教育目標	「 自分自身を『かけがえのない存在』であると思える生徒の育成 」
目指す学校像	「 あいさつができ、元気にあふれ、規律のある学校 」

学校教育目標について

自分自身を「かけがえのない存在」であると思えるためにはどんなことが必要だろうか。それは、「自分の良さ」にまず気づくことである。言い換えれば、「自分らしさ」に気づくと言ってもよいだろう。自分にはこんな良さやらしさがあり、そこを伸ばそうとする意欲こそが「生きる力」になると考えている。教職員である私たちは、一人ひとりの良さやらしさに目を向け、そこに気づかせ、伸ばしていくサポートをしたい。

教育信条

「一人ひとりの子供に光をあてれば、どの子も必ず輝いてくる」

3 学校経営の重点

①授業の充実

- ・ 「主体的・対話的で深い学び」の実現のために昨年度同様に授業研究に取り組む。
→ 年間一人一回の授業研究(振り返りのさらなる充実)
- ・ ICTの積極的な活用→ 校内研修で扱う(活用事例の洗い出し)

②愛情あふれる生徒指導

- ・ 生徒の心に寄り添った生徒指導(認め励まし意欲化につなげる)
- ・ 生徒理解に努める(本人の思い、生育歴、家庭状況、保護者の考え等)
- ・ 情報共有を迅速にし、組織で対応(特にいじめ対応は慎重かつ迅速に)

③生徒主体の学校行事・部活動

- ・ 達成感を味わえるような学校行事の工夫(生徒主体の準備・運営)
- ・ 集団(クラス、学年、縦割り)の中で個の在り方を学ぶ場の設定
- ・ 生徒の意欲化を図る指導の工夫(部活動)

④キャリア教育の深化充実

- ・ 授業や行事でキャリアの価値づけを行う。
→ 授業や行事での教師の語りかけ・キャリアパスポートの活用
- ・ コミュニティ・スクールの活用(キャリア教育推進のひとつのツール)

中学生のみなさんへ

みなさんが、これからの社会の中で、自らの可能性を伸ばし、多様な人々と協働しながら、豊かな人生を切り拓き、よりよい地域・社会の創り手となっていくために、自分らしい生き方への実現に向け、以下の力をさらに伸ばしていくことを願っています。

《中学生活でさらに伸ばしてほしい4つの力》

<p>【人間関係形成・社会形成能力】</p> <p>多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力</p> <p>《例》 他者の個性を理解する力、他者に働きかける力、コミュニケーション・スキル、チームワーク、リーダーシップなど</p>	<p>【自己理解・自己管理能力】</p> <p>自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会と相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力</p> <p>《例》 自己の役割の理解、前向きに考える力、自己の動機付け、忍耐力、ストレスマネジメント、主体的行動など</p>
<p>【課題対応能力】</p> <p>仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる能力</p> <p>《例》 情報の理解・選択・処理等、本質の理解、原因の追究、課題発見、計画立案、実行力、評価・改善など</p>	<p>【キャリアプランニング能力】</p> <p>「働くこと」を担う意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力</p> <p>《例》 学ぶこと・働くことの意義や役割の理解、多様性の理解、将来設計、選択、行動と改善など</p>

みなさんには、授業や学校行事、部活動などでの様々な体験や学びを通して、これらの力を伸ばし、自ら成長させることを意識してほしいと思います。

みなさんには、授業や学校行事、部活動などでの様々な体験や学びを通して、これらの力を伸ばし、自ら成長させることを意識してほしいと思います。

そして、この「キャリア・パスポート」で、中学生生活を振り返ったり見通したりしながら、学びの軌跡を記録し、積み重ねていくことが、みなさんの今後の人生を創っていくための「道しるべ」になることを願っています。

北部中学校のみなさんへ

毎日のように発表される新しい技術。そして、あふれる情報とそのグローバル化。また、それらを駆使した新しい生活のスタイル。現代社会の変化のスピードには目を見張るものがあります。そんな社会をこれから生きていくみなさんには、自らの可能性を伸ばし、多様な人々と協働しながら、よりよい地域・社会の創り手となることが求められています。では、そのためにはどんな力・態度を身に付けていけば良いのでしょうか。

北部中学校で卒業までに身に付けてほしい4つの力・態度

社会は、様々な役割をもった人々が、お互いに関わり合い、支え合うことで成り立っています。そして、学校も、一つの小さな社会と言えます。ですから、ここでの学びを将来みなさんが大きな社会に羽ばたいていったときの基盤としてほしいと思います。

以下に、みなさんにさらに伸ばしてほしい力・態度、そして、学年ごとの重点目標を示します。学校生活に関わる様々な場面で意識してください。

○支える力 (人間関係形成・社会形成能力)
他の個性を認め、積極的に支えようとする態度。

○認める力 (自己理解・自己管理能力)
自分の良さを認め、それを生かして自分の役割を果たそうとする態度。

○選ぶ力 (課題対応能力)
情報を取捨選択し、自分の課題解決に役立てる力。

○生かす力 (キャリアプランニング能力)
自分の学んだことや見聞したことを自分の人生設計や普段の生活に生かす力。

(学年ごとの目標)

- 1年 自分の良いところを見つけ、それを自分の役割に積極的に生かそう。
- 2年 自分の良いところを生かし、積極的に他を支えよう。
- 3年 支え支えられる関係を見つめ、将来の自分の姿を語ろう。

キャリア・パスポートを作成するねらい

上で示した力や態度は、日々の学校生活や地域での活動を通して、みなさんが自ら考え判断し、取捨選択や創造することを積み重ねることで培われるものです。そして、その積み重ねは、中学校3年間を連なっていくものです。しかし、ただ活動を行っていただけでは積み重ねることにはなりません。目標をもって活動に臨み、それを振り返ることで、さらになりたい自分を意識し、より明確な見通しをもって次の活動を行う。この繰り返しを行うことで積み重ねとなるのです。キャリア・パスポートは、その振り返りと見通しをもつことの手助けとなるものです。十分に活用してください。

4つの力・態度を身に付けた「かけがえのない存在」であるみなさんが、将来、自分らしく豊かな人生を歩んでいくことを願っています。

令和5年4月

北部中学校 校長 佐野 政光

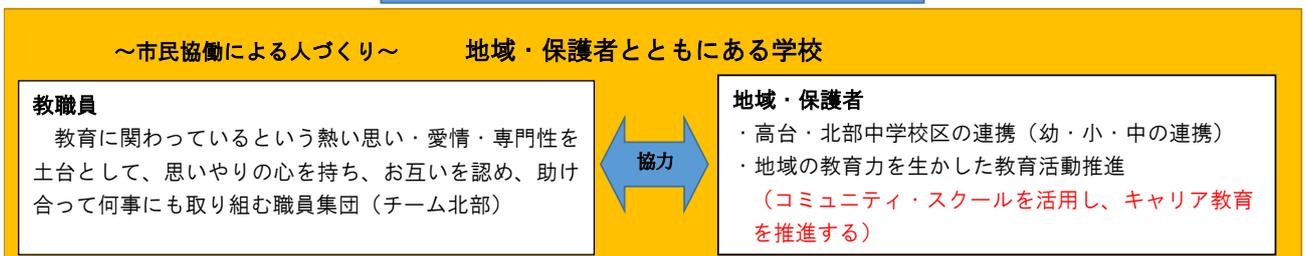
令和5年度 浜松市立北部中学校グランドデザイン

教育信条
一人ひとりの子供に光をあてれば、どの子も必ず輝いてくる。

校訓：切磋琢磨・文武両道

学校教育目標：自分自身を「かけがえのない存在」として育てる生徒の育成

目指す学校像：あいさつができ、元気にあふれ、規律のある学校



令和 5年 5月12日

浜松市立北部中学校
夢をはぐくむ学校づくり推進協議会
代表 小林 宏彰 様

浜松市立北部中学校運営協議会
会 長 平 間 一 彦

夢育やらまいか事業に対する意見書

令和5年5月11日に開催した学校運営協議会において、下記の意見を議決しましたので報告します。

記

1 学校運営の基本方針を具現化するための意見

- ① キャリア教育を推進し、子供たちが自分自身をかけがえのない存在であると思える教育を進めていく中で、子供のもの・こと・ひとを見つめる視野を広げるために、多様なものの見方・考え方・感じ方に触れる機会を設けるべきである。
⇒ 様々な立場や役割を担っている方々の経験をもとにした、講演会を開催する。
- ② 子供たちに、本物の文化・芸術に触れる機会を設けるべきである。
⇒ 本校では、文化活動の成果を発表する行事として「緑翔祭」が位置づけられているため、合唱コンクールの審査を声楽家の方にお問い合わせをしたり、プロの演奏家をお招きして演奏していただく機会を設けたりする。

学校運営協議会 年間計画(案)

令和5年4月1日～令和6年3月31日

※ 委員の過半数の出席がないと開催できません。

※ 感染症の感染拡大防止等、状況により、開催が中止、あるいは延期になる場合があります。

回	日時 会場	主な内容 熟議のテーマ 等	備考
1	令和5年 5月11日 木曜日 14:00～16:00 会議室	熟議テーマ (1)学校運営の基本方針について 説明 ⇒ 質疑・応答、熟議 ⇒ 承認 (2)いじめ防止等のための基本方針について (3)夢育やらまいかCS加算分についての意見書について	
2	令和5年 11月20日 月曜日 14:00～16:00 会議室	熟議テーマ (1)生徒の実態とキャリア教育の在り方	
3	令和6年 2月7日 水曜日 14:00～16:00 会議室	熟議テーマ (1)学校関係者評価について 学校の自己評価(結果、分析・考察、改善方策等)の 説明 ⇒改善方策について熟議(この結果を学校関係者評価として提出)⇒協議会終了後、見直し⇒公表⇒次年度へ反映 (2)次年度学校運営の基本方針について 説明 (3)学校運営協議会の自己評価 <input type="checkbox"/> 夢育やらまいかCS加算分の報告	

第1回 学校運営協議会出席者

学校運営協議会委員

委員	ひらま かずひこ 平間 一彦
委員	えんどう よしかず 遠藤 喜和
委員	こばやし ひろあき 小林 宏彰
委員	たにぐち さちこ 谷口 幸子
委員	たかぎ さゆり 高木 早由里
委員	さの こうすけ 佐野 孝輔

学校支援コーディネーター	わたなべ かおる 渡邊 薫
--------------	------------------

学校

校長	さの まさみつ 佐野 政光
教頭	むらまつ めぐる 村松 還
生徒指導主事	ひらまつ みつひろ 平松 光宏
C S 担当教職員	しげ かずみ 茂 一美
C S ディレクター	すずぎ ちか 鈴木 千佳

浜松市教育委員会

教育総務課	すずぎ ようこ 鈴木 陽子
-------	------------------

浜松市学校運営協議会規則

令和元年8月29日

浜松市教育委員会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第3条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、市民協働による人づくり及び未来創造への人づくりに資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第4条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が2以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2以上の学校について一の協議会を置くことができる。

2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項(次項に規定する事項を除く。)について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項(特定の職員に関するものを除く。)について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則(平成2年浜松市教育委員会規則第6号)第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第1号)第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則(昭和32年浜松市教育委員会規則第3号)第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。

3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

（委員の任期）

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1回限りとする。

（委員の解任）

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

（委員の守秘義務等）

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

（会長及び副会長）

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

令和5年度 学校運営協議会 座席表

ホワイトボード

	遠藤 喜和 委員		平間 一彦 委員	
	谷口 幸子 委員		小林 宏彰 委員	
	佐野 孝輔 委員		高木 早由里 委員	
			渡邊 薫 <small>学校支援コーディネーター</small>	
			CS担当教職員 茂 一美	教育委員会 総務課
校長 佐野 政光	教頭 村松 還	生徒指導主事 平松 光宏	CSディレクター 鈴木 千佳	

出入口